

1 事業の目的

県内の若者人口の減少と県内企業の若手人材の確保難が課題となっている中、従業員の奨学金返済に対する支援制度を導入した中小企業等に対して支援に要した費用の一部を補助することにより、県内企業における人材の採用と定着を支援し、ひいては若年者の県内就職を促進する。

2 補助対象企業

(1) 企業形態・規模要件

- ・中小企業及び個人事業主（中小企業基本法等における定義に該当する者）
- ・上記と同従業員規模の特定非営利活動法人（NPO）、一般並びに公益社団・財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人・宗教法人（保育所・幼稚園又は認定こども園等を運営する者に限る）、事業協同組合、労働者協同組合、及びその他各種協同組合等

(2) 立地要件

- ・県内に本社、本店又は主たる事務所を置く者（事実上のものも含む）

(3) その他要件

- ・大企業の支配下にないこと（「みなし大企業」でないこと）
- ・国又は地方公共団体が出資若しくは経営に関与していないこと
- ・風俗等及び暴力団と関係がある者は対象外

3 補助対象となる奨学金返済支援制度

次の全ての条件を満たす制度を補助対象とする。

- ① 申請日時点において明文化され、従業員に周知されたものであること。
- ② 対象従業員本人が返済中又は返済予定の奨学金等に対するものであること。
- ③ 通貨（貸付、物品支給、不定期支給は不可。）又は奨学金貸与団体への代理返済により、原則として年1回以上の給付を行うものであること
- ④ 対象となる従業員が予め設定している計画的な返済に対するものであること。（大幅な繰上返済をさせるなど、当初の返済予定年額などを大きく超えた給付は補助の対象としない。）
- ⑤ 県の補助の有無にかかわらず支援を行い、継続する制度であること。
- ⑥ 対象従業員の退職時に、対象企業等に対して給付額の全部または一部の返還義務を課していないこと。

4 補助対象となる支援対象従業員

次のすべての条件を満たす従業員とする。

- ① 雇用期間の定めのない従業員であること。（雇用形態を問わない。多様な正社員や試用期間中も可。）
 - ・有期雇用から無期雇用への転換の場合は、無期雇用となった日から起算する。
- ② 県内の事業所に勤務していること。
- ③ 前会計年度の3月1日以降に採用した者であること。
- ④ 補助対象企業が支援対象としている奨学金等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ・日本学生支援機構の奨学金
 - ・地方公共団体、大学、公益法人、政府系金融機関等各種団体の奨学金・修学のための貸付金（本人が主たる債務者のものに限り）
 - ・職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

【対象外のもの】

 - ・県内市町等が除外希望した公的奨学金（地域定着や特定職種の人材確保のための修学資金等）
 - ・本人が主たる債務者となっていない教育ローン、その他貸付金等
- ⑤ 保育所等運営事業者である学校法人・宗教法人については、保育所等の運営事業に従事している従業員のみ

5 補助対象期間

交付決定日から最長3か年度の末日まで。

- ただし、
- ・期間中に支援対象従業員が入社（無期転換）から4年目を迎える場合は、その前日までに給付されたものまで。
グループ会社等、経営上関係性の高い企業間の転籍の場合、期間は通算する。
 - ・期間中に支援対象従業員が県外の事業所に異動や退職した場合、異動日の前日又は退職の日までに給付されたものまで。

6 補助対象経費

補助対象期間中に、制度に基づいて支援対象従業員に対して行った給付。ただし、事業者には雇用されている期間中に対象従業員があらかじめ計画していた返済月額・年額を超えない範囲。

7 補助率

- ・一般企業枠： 従業員に対する給付額の2/3以内（従業員1人あたりの上限なし）
 - ・人的資本開示企業枠※： 従業員に対する給付額の3/4以内（従業員1人あたりの上限なし）
- ※ 申請日時点で、県が指定する人的資本経営指標を、指定の方法で算出し、ホームページで一般公開している場合

8 申請回数の制限

旧補助金のR6年度分を含め、一般企業枠での申請は3回まで。（制限回数内であっても、一度でも人的資本開示企業枠で申請を行った場合、以降は一般企業枠で申請はできない。）